

用語解説

域外勘定

域外勘定は、「域外」との財貨・サービスの移輸出や所得・移転等の経常取引や資本取引、金融資産・負債の取引を記録する勘定である。域外とは、県外及び概念上どの地域にも属しないとされる「準地域」からなる。準地域に存在するとされる経済主体は、具体的には一般政府のうち中央政府等である。域外勘定では、域外の経済主体を一括して一つの部門として表す「域外部門」の視点から見た、群馬県に対する各種の取引や受払が記録される。

一般政府

一般政府は、中央政府、地方政府とそれらによって設定及び管理されている社会保障基金（別途解説）からなる。非市場生産者で、かつ公的部門に属する機関からなり、政府から支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人等の一部が含まれる。

県内に存在する中央政府等（中央政府及び中央政府により設定・管理されている社会保障基金）の地域事業所は、中央政府等から独立して資産を所有したり、負債を負ったり、取引したりすることはない。このため、これらは独立した経済主体ではなく、中央政府等の一部として取り扱う。中央政府等は、活動範囲が全国であり、全ての活動について地域を割り振ることはできないため、どの地域にも属さない「準地域」に存在するものとする。これにより、地域を特定できる財貨・サービスの生産活動については県内総生産に計上する一方で、最終消費支出や財産所得、経常移転、資本移転、現物社会移転（いずれも別途解説）は、域外として計上する。県民経済計算の制度部門別分類（別途解説）で一般政府に計上するのは、「県」、「市町村」、「地方社会保障基金（県、市町村により設定・管理されている社会保障基金）」からなる「地方政府等」である。

インプリシット・デフレーター

実質化を行う対象について、デフレーター（別途解説）を直接作成するのではなく、以下の式のとおり、構成項目ごとにデフレーターを作成して実質値を求め、名目値を各構成項目の実質値の合計で除すことによって全体を対象としたデフレーターを求める算出方法をインプリシット方法といい、求められたデフレーターをインプリシット・デフレーターと呼ぶ。

インプリシット・デフレーター = 名目値 / 各構成項目の実質値の合計

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得は、生産活動により発生した付加価値のうち、資本を提供した部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関及び家計にのみ発生する。一般政府と対家計民間非営利団体は非市場生産者であり、定義上その産出額を生産費用の合計として推計しているため、営業余剰・混合所得は存在しない。国民経済計算では、固定資本減耗を含む「営業余剰・混合所得（総）」と固定資本減耗を含まない「営業余剰・混合所得（純）」を記録するが、県民経済計算では、固定資本減耗を含まない営業余剰・混合所得（純）のみ、単に「営業余剰・混合所得」として記録する。営業余剰・混合所得は、営業余剰と混合所得に分けられる。営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分と、家計部門のうち持ち家分の取り分が含まれる。一方、混合所得は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であるが、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して混合所得として記録する。持ち家分については、同じ個人企業でも労働報酬的要素は存在しないため、混合所得ではなく営業余剰に記録する。

家計（個人企業を含む）

家計は、全ての県内居住者世帯（単身を含む）が含まれる。個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

家計最終消費支出

家計最終消費支出は、家計（個人企業を除いた消費主体としての家計）の新規の財貨・サービスに対する支出である。同種の中古品、スクラップの純販売額（販売額 - 購入額）が控除される。土地と建物はこの項目に含まれない。また、農家における農産物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金・俸給における現物給与等も計上される。

貸出・借入

貸出（資産側）及び借入（負債側）は、金銭消費貸借契約や割賦販売契約等によって生じた金銭債権であり、県内金融機関が保有する金銭消費貸借形態の金銭債権以外にも、割賦債権形態等の金銭債権、現先・債券貸借取引のうち債券を担保とした信用供与とみなせるもの、さらには非金融法人企業など他の部門が保有する貸出債権も含まれる。貸出、借入は、基本的に全ての制度部門に記録される。

具体的に、本項目には、日銀貸出金（借入金）、コール・手形、民間金融機関貸出（借入）、公的金融機関貸出（借入）、非金融部門貸出金（借入金）、割賦債権（債務）、現先・債券貸借取引が含まれる。

可処分所得

可処分所得は、第1次所得バランス（別途解説）に、経常移転（別途解説）の受取を加え、支払を差し引いたものであり、手元に残った処分可能な所得を示す。

各制度部門の可処分所得を合計したものが「県民可処分所得」であり、第1次所得バランスに、域外からの経常移転の純受取を加えたものに等しく、支払の面からみると、民間及び政府の最終消費支出と貯蓄に処分される。

制度部門別の処分は、非金融法人企業では最終消費支出を行わないため、可処分所得は全額貯蓄となる。金融機関では、年金受給権の変動調整（別途解説）を除いた額が貯蓄となる。一般政府、対家計民間非営利団体及び家計では、可処分所得（家計については、年金受給権の変動調整を加えた額）は最終消費支出と貯蓄に処分される。

企業所得

企業所得は、非金融法人企業、金融機関及び個人企業（家計に含まれる）の営業余剰・混合所得に受け取った財産所得を加算し、支払った財産所得を控除したものであり、民間法人企業所得、公的企業所得及び個人企業所得に分類される。

帰属計算

帰属計算とは、財貨・サービスの提供や享受に際して、実際には市場でその対価の受払が行われなかったのにもかかわらず、それがあたかも行われたかのようにみなして擬制的に取引計算を行うことをいう。例えば、家計最終消費支出には、持ち家に係る住宅賃貸料である帰属家賃や農家における農産物の自家消費等が含まれる。

帰属家賃

帰属家賃とは、実際には家賃の受払が生じない住宅等について、通常の借家や借間と同様のサービスが生産され消費される

ものとみなして、その生産額（＝消費額）を市場価格で評価した帰属計算上の家賃をいう。

代表的な帰属家賃に、自ら居住するために所有する住宅（持ち家）について計算される「持ち家の帰属家賃」がある。

県民経済計算では、持ち家は耐久消費財ではなく固定資産（「総固定資本形成」の項で解説）に分類される。他者を住まわせるための住宅の所有は、賃貸収入を得るためのものであり、所有者は不動産業（住宅賃貸業）の経営者である。持ち家は固定資産（生産過程に使用される資産）であり、生産されるサービスが他者を住まわせるための住宅と同質のものであることから、持ち家所有者は擬制的に住宅賃貸業を営んでいるとして取り扱う。ここで生産されたサービスは、持ち家の所有者によって消費される。この生産され消費されるサービスが持ち家の帰属家賃である。

持ち家の帰属家賃は家計（個人企業）の産出額に含まれ、営業余剰（＝持ち家の帰属家賃－中間投入－固定資本減耗－生産・輸入品に課される税）は家計の営業余剰に含まれる。企業所得（営業余剰－支払利子－支払賃貸料）は個人企業のうち持ち家に計上される。ここで、中間投入には修繕費や住宅ローンの借入に係るFISIM（借り手側FISIM）等、生産・輸入品に課される税には固定資産税等、支払利子には住宅ローンに係る利子等、支払賃貸料には地代等が含まれる。固定資本減耗は、持ち家の固定資産から生じる減耗分を指す。

帰属家賃には、持ち家の帰属家賃以外に「給与住宅差額家賃」も含まれる。これは、給与住宅に実際に支払われた家賃と市場評価額との差額分である。この差額分は、実際に支払われた家賃とともに、給与住宅提供者が不動産業（住宅賃貸業）として生産しこれを家計が購入（家計最終消費支出）するとみなすことで、生産・支出ともに市場価格での評価を行う。さらに給与住宅差額家賃分は、給与住宅提供者から家計への現物給与として雇用者報酬に含まれる。

金融機関

金融機関は、金融仲介業務及びそれを促進する業務を主な活動とする法人企業及び準法人企業である。金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、これと同様に自律的に意思決定を行う主体を指す。金融機関は、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

経済活動別分類

制度部門別分類が所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、経済活動別分類は、財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類である。経済活動別分類は、生産技術の同質性に着目した分類となっており、事業所（実際の作業を行う工場や事務所など）が統計の基本単位となっている。

経済活動別分類は大きくは、「農林水産業」、「鉱業」、「製造業」、「電気・ガス・水道・廃棄物処理業」、「建設業」、「卸売・小売業」、「運輸・郵便業」、「宿泊・飲食サービス業」、「情報通信業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「公務」、「教育」、「保健衛生・社会事業」、「その他のサービス」からなる。

経常移転

移転とは、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨・サービス又は資産も受け取ることなしに、財貨・サービス又は資産を供給する取引を指す。そのうち、経常移転は、支払側の資産や貯蓄ではなく経常的な収入を原資とし、受取側の投資の源泉とならないもので、資本移転（別途解説）と区別され、所得支出勘定（別途解説）に計上される。経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担（いずれも別途解説）、現物社会移転以外の社会給付（「社会給付及び純社会負担」の項で解説）及びその他の経常移転からなる。

現金による社会保障給付

現金による社会保障給付は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分（現物社会移転に記録される）を除いた、現金の形で支払われる給付である。支払側では一般政府部門、受取側では家計部門にのみ記録される。具体的には、国民年金や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付のほか、雇用保険給付、児童手当が含まれる。

現物社会移転

現物社会移転は、一般政府又は対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物の形で支給する財貨・サービスを指し、「現物社会移転（市場産出の購入）」と、「現物社会移転（非市場産出）」からなる。

現物社会移転（市場産出の購入）は、一般政府が、市場生産者から購入した財貨・サービスを支給するもので、社会保障制度の医療費、介護費のうち保険給付分（社会保障基金からの家計への払い戻し分も含まれる）や、公費負担医療給付のほか、義務教育に係る政府による教科書の購入費、戦傷病者等無賃乗車船等負担金が含まれる。

現物社会移転（非市場産出）は、非市場生産者である一般政府や対家計民間非営利団体が、個々の家計に対して供給する財貨・サービスから、販売収入を除いたもので、例えば、国公立学校等について、授業料等で賄われない部分などである。

公的企業

制度部門のうち非金融法人企業と金融機関は、政府による所有又は支配の有無によって、公的と民間に区分される。具体的には、政府が議決権の過半数を保有している、又は、取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）、のいずれかを満たす場合に公的に区分される。公的非金融企業の例としては、特殊法人のうち日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等や、地方の多くの公営事業会社等が挙げられる。一方、公的金融機関の例としては、特別会計のうち財政投融資特別会計等や、株式会社日本政策投資銀行等の政府関係金融機関、日本銀行、株式会社ゆうちょ銀行等が挙げられる。

固定資本減耗

固定資本減耗は、建物、構築物、機械設備、知的財産生産物等からなる固定資産について、これを所有する生産者の生産活動の中で、物的劣化、陳腐化、通常の破損・損傷、予見される滅失、通常生じる程度の事故による損害等から生じる減耗分の評価額を指す。他方、大災害による滅失のように予見し得ない固定資産の毀損額については、固定資本減耗には含まれず、「調整勘定」の「その他の資産量変動」として記録される。

固定資本減耗は、企業会計における減価償却費が簿価で記録されるのとは異なり、全て時価（再調達価格）で評価される。

雇用者報酬

雇用者報酬は、生産活動により発生した付加価値のうち、労働を提供した雇用者への分配額を指すもので、家計部門の受取にのみ計上される。雇用者とは、市場生産者・非市場生産者を問わず生産活動に従事する就業者のうち、個人事業主と無給の家族従業者を除く全てのものであり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も含まれる。雇用者報酬は、内訳として、「賃金・俸給」と「雇主の社会負担」に分かれ、後者はさらに「雇主の現実社会負担」と「雇主の帰属社会負担」に分かれる。

賃金・俸給は、現金と現物の給与の双方を含む。このうち現金給与は、一般雇用者の賃金、給料、手当、賞与等のほか、役員報酬（給与や賞与）、議員歳費等を含む。現物給与は、自社製品の支給などのほか、「給与住宅差額家賃」（「帰属家賃」の項で解説）も含む。このほか、国民経済計算では、雇用者ストックオプション（企業が雇用者に対して付与する自社株式の購入権）が含まれるが、県民経済計算では、地域データが得られないことなどから、推計対象外としている。

雇主の現実社会負担は、概念上、雇主の現実年金負担と雇主の現実非年金負担からなる。雇主の現実年金負担は、社会保障

制度を含む社会保険制度のうち年金制度に係る雇主の実際の負担金を指し、社会保障基金のうち公的年金制度への雇主の負担金とともに、厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出企業年金等の年金基金への雇主の負担金が含まれる。ここで、年金基金への雇主の負担金の中には、雇主による退職一時金の支払額のうち、発生主義の記録の対象となる部分も含まれる。一方、雇主の現実非年金負担には、社会保障制度のうち、医療や介護保険、雇用保険、児童手当に関わる雇主の負担金等が含まれる。

雇主の帰属社会負担は、雇主の帰属年金負担と雇主の帰属非年金負担からなる。雇主の帰属年金負担は、企業年金のような雇用関係をベースとした社会保険制度のうち発生主義により記録される確定給付型の退職後所得保障制度（年金と退職一時金を含む）に関わる雇主の現実年金負担の積立不足分であり、以下の式で定義される。

雇主の帰属年金負担 = 会計期間における雇用者の労働に対する対価として発生した年金受給権の増分（「現在勤務増分」）
+ 制度運営費（「年金制度の手数料」） - 雇主の現実年金負担

一方、雇主の帰属非年金負担には、発生主義での記録を行わない退職一時金や、その他無基金による福祉的な給付（私的保険への拠出金や公務災害補償）が含まれる。所得支出勘定において、雇主の帰属非年金負担について、家計の受取と同額を各制度部門に支払い、各制度部門は受け取った雇主の帰属非年金負担と同額をその他の社会保険非年金給付（別途解説）として家計に支払う。

在庫変動

在庫変動は、原材料、仕掛品、製品及び流通品の棚卸資産について、会計期間における増減をその時点の市場価格で評価したものである。制度部門としては、非金融法人企業、一般政府及び家計（個人企業分）にのみ計上される。

在庫品評価調整

国民経済計算においては、発生主義の原則がとられており、在庫変動は、当該在庫の増減時点における価格で評価すべきものである。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価額の差分が含まれる。そこで企業会計の評価額（簿価ベース）を国民経済計算における評価額（時価ベース）に調整する必要が生じる。その評価額の差分を在庫品評価調整額という。つまり、「在庫品評価調整額 = 簿価ベース - 時価ベース」という関係にあり、これを除くための調整が在庫品評価調整である。

財産所得

財産所得は、金融資産の所有者が資金提供の見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者がこれらを提供する見返りとして受け取る「賃貸料」からなる。財産所得は、さらに内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）及び「賃貸料」に分かれる。国民経済計算で独立項目となっている「海外直接投資に関する再投資収益」は、国民経済計算では法人企業の分配所得に含む。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。

最終消費支出及び現実最終消費

最終消費とは、財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」のうち、個々の家計や社会全体の必要と欲求を満足させるために費消される財貨・サービスの価額である（一方、生産活動の中で費消される財貨・サービスの価額は「中間消費」という）。最終消費は、制度部門では、一般政府、家計及び対家計民間非営利団体にのみ記録される。

最終消費には、費用負担を計上する「最終消費支出」と最終的な使用者に計上する「現実最終消費」という概念がある。

家計の現実最終消費は、家計の最終消費支出に、対家計民間非営利団体の最終消費支出と一般政府の最終消費支出のうち個々の家計に対して供給されるもの（「個別消費支出」）を加えたものである。また、一般政府の現実最終消費は、社会一般が便益を享受する集合的な消費支出（「集合消費支出」）である。対家計民間非営利団体の最終消費支出は全て個別消費支出であり、現実最終消費は存在しない。

なお、中央政府の最終消費支出は移出に計上され、最終消費支出には計上されない。一方、家計現実最終消費には、中央政府の最終消費支出のうち個別消費支出が加算されるため、最終消費支出と現実最終消費の合計は一致しない。

市場価格表示及び要素費用表示

市場価格表示とは、市場で取引される価格による評価方法であり、消費税等の生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含んだ価格表示のことである。一方、要素費用表示とは、生産に必要な要素（生産要素）に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得及び固定資本減耗）による評価方法であり、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を含まない。

国民経済計算では、国民所得について市場価格表示及び要素費用表示の双方を記録するが、国民経済計算では、市場価格表示の国民所得は記録せず、参考として、固定資本減耗を含んだ「国民総所得（市場価格表示）」が記録される。

市場生産者及び非市場生産者

財貨・サービスについて、経済的に意味のある価格で供給する生産者を「市場生産者」、無料ないし経済的に意味のない価格で供給する生産者を「非市場生産者」と区分する。制度部門では、非金融法人企業、金融機関及び家計（個人企業）を市場生産者、一般政府及び対家計民間非営利団体を非市場生産者として扱う。

資本移転

資本移転は、反対給付を伴わない移転のうち、受取側の資本形成やその他の資本蓄積などに充てられ、支払側の経常的な収入ではなく資産や貯蓄から賄われるような移転である。資本移転は、受取側・支払側の双方について、投資や資産には影響するが、消費に対しては直接的な影響は及ぼさないと考えられる。具体的には、相続税や贈与税という「資本税」や、投資に対する補助金や助成金等の交付金、債権者と債務者の双方の合意による負債の帳消し分（債権者から債務者への移転）、保険契約によってカバーされない大規模な損害などへの補償金、公的・私的企業の累積赤字を埋め合わせるため政府単位が行う移転等がある。このうち、投資に対する交付金には、一般政府が法人企業に対して行う投資補助金や、一般政府内における公共事業の費用を賄うための中央政府から地方政府への負担金等が含まれる。

資本勘定

資本勘定は、制度部門ごとに、非金融面の資本蓄積（投資）及び資本調達（貯蓄）の状況を記録する勘定である。具体的には、借方に、各部門における蓄積（投資）の形態が示され、純固定資本形成（総固定資本形成から固定資本減耗を控除したものと）と在庫変動及び土地の購入（純）が計上される一方、貸方は資本調達の源泉として、貯蓄及び他制度部門からの資本移転の純受取が計上される。そして資本蓄積と資本調達の差額がバランス項目である純貸出（+）/純借入（-）として記録される。

社会給付及び純社会負担

社会給付は、病気・失業・退職・住宅・教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対応するための経常移転で、家計に支払われるものである。社会給付は、「現物社会移転以外の社会給付」と「現物社会給付」に分けられる。現物社会移転以外の社会給付は、「現金による社会保障給付」（別途解説）、「その他の社会保険年金給付」（別途解説）、「その他の社会保険非年金給付」（別途解説）、「社会扶助給付」（別途解説）であり、現物社会給

付は、「現物社会移転（市場産出の購入）」（別途解説）のうち社会保障制度の医療費、介護費の保険給付分である。

純社会負担は、社会保険制度に対する保険料等の負担であり、以下の式で表せる。

純社会負担 = 「雇主の現実社会負担」（「雇用者報酬」の項で解説）+ 「雇主の帰属社会負担」（「雇用者報酬」の項で解説）
+ 「家計の現実社会負担」（社会保障基金等へ家計が支払う保険料等）
+ 「家計の追加年金負担」（年金受給権に係る投資所得を、追加負担として年金基金に支払うものとして記録）
- 「年金制度の手数料」（企業年金等の運営費用）

社会扶助給付

社会扶助給付は、「現物社会移転以外の社会給付」のうち、（社会負担を伴う）社会保険制度に基づかない経常移転を指す。受取側では家計、支払側では一般政府及び対家計民間非営利団体にのみ記録される。具体的には一般政府分では生活保護費（公費負担医療給付は現物社会移転に含まれるため除く）、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体分では無償の奨学金等が含まれる。現物社会移転以外の社会給付に属するが、基礎資料の制約上、現金給付と現物給付の区分が困難なものがあり、一部現物給付も含む。

社会保障基金

社会保障基金は、一般政府の内閣部門の一つであり、政府により賦課・支配され、社会の全体ないし大部分をカバーし、強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものと定義される。具体的には、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合の一部、独立行政法人の一部（年金積立金管理運用独立行政法人）が含まれる。

純貸出（+）／純借入（-）

純貸出（+）／純借入（-）は、制度部門別の資本勘定（別途解説）のバランス項目であり、貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、非金融資産の純取得（純固定資本形成、在庫変動及び土地の購入（純））の差額として導出される。額が正であれば純貸出（いわゆる貯蓄超過、黒字）であり、負であれば純借入（いわゆる投資超過、赤字）を表す。純貸出（+）／純借入（-）は、制度部門ごとに経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示すものである。

所得支出勘定

所得支出勘定は、制度部門別に、所得の受取と使用を記録する勘定である。制度部門別勘定を集計したものは、統合勘定における「県民可処分所得と使用勘定」として表章される。

この勘定によって、生産活動の結果生み出された所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得等）及び財産所得がどの制度部門に分配され、さらに受け取られた所得がどのような形式で再分配されたかが明らかになる。この勘定では、所得と消費との連結が明確にされるとともに、貯蓄を通じて資本勘定と結びつけられている。

所得・富等に課される経常税

所得・富等に課される経常税は、「所得に課される税」及び「その他の経常税」からなる。所得に課される税は、労働の提供や財産の貸与、資本利得等の様々な源泉からの所得に対して公的機関が定期的に課す租税（所得税、法人税、都道府県民税〔所得割、法人税割〕等）である。その他の経常税は、事業税、自動車重量税、自動車税、都道府県民税（均等割）、国際観光旅客税のうち居住者家計負担分等である。相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、本項目ではなく「資本移転」に含まれる。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税は、原則として、財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、税法上損金算入が認められ、その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるもので、消費税、酒税、揮発油税など一般的に間接税と定義されるもののほか、地価税、固定資産税、競馬や宝くじなどの収益事業収入なども含まれる。所得支出勘定においては、一般政府の受取にのみ記録される。

制度部門別分類

経済活動別分類が財貨・サービスの生産についての意思決定を行う主体の分類であるのに対し、制度部門別分類は所得の受取や処分、資金の調達や資産の運用についての意思決定を行う主体の分類である。所得支出勘定、資本勘定に用いられる。制度部門別分類は、「非金融法人企業」、「金融機関」、「一般政府」、「家計（個人企業を含む）」、「対家計民間非営利団体」からなる。金融機関が独立部門として設定されているのは、金融面における金融機関活動が他の部門とは全く異なることによる。

総固定資本形成

総固定資本形成は、生産者による固定資産の取得から処分を控除したものに、土地等の非生産資産（生産物でない資産）の価値を増大させるような支出を加えた価額を指す。固定資産とは、機械や建物など生産される資産で、原則として1年を超えて繰り返し生産過程に使用されるような資産である。生産者による支出という点で総固定資本形成は中間消費と同じであるが、中間消費が会計期間中に使い尽くされるものなのに対して、総固定資本形成は会計年度を超えて使用されるものを指す。

総固定資本形成は、全ての制度部門に記録されるが、家計については持ち家を含む個人企業分のみ記録される（消費者としての家計が自動車等を購入してもこれは耐久消費財の最終消費支出であり総固定資本形成は記録されない）。

資産の取得・処分時に発生する輸送費、商業マージン、設置・取付費、解体費などの費用も、総固定資本形成として扱う。

総固定資本形成の対象の固定資産は、住宅、その他の建物・構築物、機械・設備、育成生物資源及び知的財産生産物からなる。国民経済計算では、防衛装備品も計上するが、県別計測が困難なため、県民経済計算では計上していない。

総資本形成

総資本形成は、総固定資本形成と在庫変動の合計である。

総資本形成に係る消費税

県民経済計算において、財貨・サービスの産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録され、総資本形成についても、消費税分を含む価格（グロスベース）で記録される。一方で、税法上、課税業者の投資に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、消費税を納入する時点で納税額から控除できる（仕入税額控除）。この意味で総資本形成は非課税であり、本来は消費税を含まない価格（ネットベース）で記録するのが望ましい。しかし、推計上困難であるため、一旦グロスベースで計算した後、総資本形成に係る消費税を控除する処理を行っている。この処理は「修正グロス方式」と呼ばれる。生産側の県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別分割は困難であるため一括控除としている。

その他の社会保険年金給付

その他の社会保険年金給付は、「現物社会移転以外の社会給付」の内訳項目であり、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付を指す。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。本項目は、支払側では制度を運営する立場としての金融機関（年金基金）部門、受取側では家計部門にのみ記録される。

その他の社会保険非年金給付

その他の社会保険非年金給付は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また特定の基金準備金を設けることもせず、雇主が直接雇用者に支払う支払義務のある福祉的な給付と位置付けられる。具体的には、発生主義による記録を行わない（つまり現金主義で記録する）退職一時金や公務災害補償費のほか、私的保険への拠出金等を含む。所得支出勘定においては、家計の受取及び家計を除く各部門の支払に記録される。

その他の投資所得

その他の投資所得は、財産所得における投資所得のうち、利子及び法人企業の分配所得以外を指し、「保険契約者に帰属する投資所得」、「年金受給権に係る投資所得」及び「投資信託投資者に帰属する投資所得」からなる。

保険契約者に帰属する投資所得には、生命保険や非生命保険といった保険契約者から受託された資産である保険技術準備金からの投資により得られる所得（保険帰属収益）及び保険契約者配当が含まれる。このうち、保険帰属収益については、現実には保険会社に留保される性格のものであるが、保険契約者に帰属するものであるため、保険会社から、保険契約者に一旦保険契約者に帰属する投資所得として支払われ、同額が、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるという迂回処理を行っている。

年金受給権に係る投資所得は、企業年金等の雇用関係をベースとする退職後所得保障について、制度を運営する年金基金（金融機関）に対して、受給者たる雇用者（家計）が保有する年金受給権に関する投資所得を指す。現実には年金基金が留保するものであるが、保険契約者に帰属する投資所得と同様に、年金基金から一旦家計に支払われ、家計がこれを追加負担として年金基金に払い戻すという迂回処理が行われる。追加負担は、「家計の追加年金負担」として記録される。

投資信託投資者に帰属する投資所得は、投資信託の留保利益分を指す。現実には投資者に配分されないものの、投資者に帰属する所得であることから、一旦、投資信託（金融機関）から投資者（家計等）に支払われ、投資者が同額を投資信託に再投資した、という迂回処理を行う。本項目は、平成23年基準改定で独立表章された項目であるが、計数としては、基礎統計上の制約から平成24年7-9月期以降分から記録されている。

第1次所得バランス

第1次所得バランスは、雇用者報酬、営業余剰・混合所得の合計に財産所得の受取を加え財産所得の支払を控除した「要素費用表示」の県民所得に地方政府の生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加えたものとして導出される。第1次所得バランスに経常移転（別途解説）の受取を加え、支払を差し引いたものとして「可処分所得」が導出される。

国民経済計算では、固定資本減耗を含む「第1次所得バランス（総）」と、これを控除した「第1次所得バランス（純）」を記録するが、県民経済計算では、固定資本減耗を含まないもののみ、単に「第1次所得バランス」として記録する。

対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、一般政府（別途解説）以外の非市場生産者（「市場生産者及び非市場生産者」の項で解説）であり、家計に対して、無料ないし経済的に意味のない価格で財貨・サービスを提供する全ての非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、非市場生産者としての対家計民間非営利団体による財貨・サービスの産出額（雇用者報酬、中間投入、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計算）のうち、(i)家計への財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」と呼ぶ）や、(ii)対家計民間非営利団体自身の総固定資本形成に充てられる部分を除いた価額からなる。ここで、(i)には、例えば、私立学校の学費収入等が含まれ、(ii)は、対家計民間非営利団体に属する機関が自ら行う研究・開発（R&D）の総固定資本形成（「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ）からなる。

対家計民間非営利団体の最終消費支出は、以下の式の通り、対家計民間非営利団体により産出された財貨・サービスのうち、他の制度部門（家計）からの収入により賄われず、かつ、対家計民間非営利団体が自己消費として使い尽くした部分であると解することができる。

最終消費支出 = 産出額 - 財貨・サービスの販売 - 自己勘定総固定資本形成

地方政府等最終消費支出

地方政府等最終消費支出は、地方政府等（「一般政府」の項で解説）の最終消費支出であり、「現物社会移転（市場産出の購入）」（無料ないし経済的に意味のない価格で家計に提供することを目的に、市場生産者から購入する財貨・サービス）と、非市場生産者としての地方政府等による財貨・サービスの産出額（雇用者報酬、中間投入、固定資本減耗といった生産費用の積上げにより計算）のうち、(i)家計や法人企業からの財貨・サービスの販売収入で賄われる部分（「財貨・サービスの販売」と呼ぶ）や、(ii)地方政府等自身の総固定資本形成に充てられる部分を除いた価額からなる。(i)には、例えば、各種の手数料収入や、公立学校の学費収入等が含まれ、(ii)は、一般政府に属する機関が自ら行う研究・開発（R&D）の総固定資本形成（「自己勘定総固定資本形成」と呼ぶ）からなる。なお、中央政府等の最終消費支出も同様に計算されるが、域外での消費であり、県内最終消費支出には計上されず、域外への移出として計上される。

地方政府等最終消費支出は、以下の式から導かれる。右辺第1項が の部分を、第2項が の部分を、第3項が の部分を、地方政府等により産出された財貨・サービスのうち、他の制度部門からの収入により賄われず、かつ、地方政府等が自己消費として使い尽くした部分であると解することができる。

地方政府等最終消費支出 = 現物社会移転（市場産出の購入）
+ [産出額 - 財貨・サービスの販売 - 自己勘定総固定資本形成]

調整可処分所得

調整可処分所得は、可処分所得に、現物社会移転（いずれも別途解説）の受取を加えたものとして導出される。調整可処分所得と調整可処分所得の関係は、最終消費支出と現実最終消費（いずれも別途解説）の関係に対応するものであり、調整可処分所得を源泉に、現実最終消費が行われるという関係がある。

貯蓄

貯蓄は、所得支出勘定におけるバランス項目であり、可処分所得について、「年金受給権の変動調整」（別途解説）の受取を調整した上で、財貨・サービスの最終消費支出に費やされなかった部分を示す。

貯蓄は、可処分所得と最終消費支出の関係によってプラスにもマイナスにもなりうる。資本移転を除いて考えれば、貯蓄がプラスということは、資産の取得や負債の返済・処分がなされている状態であり、逆に貯蓄がマイナスであるということは、資産の売却・処分や負債の増加がなされている状態である。

なお、家計部門の貯蓄率は、以下の式により算出される。
貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

賃貸料

賃貸料は、財産所得の項目の一つであり、土地等の所有者（賃貸人）が、他者（賃借人）にこれを賃貸し、生産活動に使わせる見返りとして受け取る所得を指す。国民経済計算では、土地の純賃貸料に「国際収支統計」の「その他第1次所得（天然資源の鉱業権の使用料等）」を加算したものを計上しているが、県民経済計算では、土地の純賃貸料のみ計上している。土地の純賃貸料は、総賃貸料から土地の所有に伴う税や維持費等の経費を控除した概念であり、土地を賃借した使用者（賃借人）が、生産活動にこれを使用するにあたり、これらの諸経費を負担したとみなし、これを総賃貸料から控除した純賃貸料が財産所得として賃借人から賃貸人に支払われる扱いとしているものである。

なお、建物や機械などの生産資産については、サービスを生み出すために生産された資産であり、これを借り入れることは、それらのサービスを購入することとなり、生産活動に使った場合には中間消費に、個人企業を除く家計が借り入れた場合には最終消費支出になるため、賃貸料には計上されない。

デフレーター

名目価額から実質価額を算出するために用いられる価格指数をデフレーターといい、デフレーターで名目価額を除いて実質価額を求めることをデフレーションと呼ぶ。

価格指数には基準時の名目ウェイトを用いるラスパイレズ型指数と、比較時の名目ウェイトを用いるパーシェ型指数がある。

県民経済計算では、国民経済計算に準じて、デフレーターはパーシェ型指数を採用している（ラスパイレズ型指数の例としては「消費者物価指数」（総務省）や「企業物価指数」（日本銀行）などがある）。

統計上の不突合

県内総生産の生産側系列と支出側系列のように、概念上一致すべきものであっても、推計上の接近方法や基礎統計が異なることなどから、推計値に乖離が生じる。この乖離を統計上の不突合という。

土地の購入（純）

土地の購入（純）は、土地の購入から売却を控除したものであり、資本勘定に記録される。土地取引は、原則として、居住者の間でのみ行われるものとされる。非居住者が県内の土地を購入した場合には、居住者たる名目上の機関がこの土地の所有者となり、非居住者は、土地の購入額に等しい、名目上の所有者に対する債権を取得すると擬制している。したがって、県内制度部門の土地の購入（純）の合計はゼロとなる。

年金受給権の変動調整

年金受給権の変動調整とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）について、純社会負担と社会給付の差額として計上される概念である。所得支出勘定においては、家計の受取及び金融機関の支払に記録される。社会保障制度（公的年金制度）については計上されない。

公的年金制度は、賦課方式の運用がなされ、同一期間内における一般政府（社会保障基金）を介した世代間の移転の仕組みとなっている。一方、発生主義で記録される企業年金や退職一時金制度の負担と給付は、年金基金（金融機関）を介した個人の退職前から退職後への生活資金の先送りであり、金融取引の性格を持つものである。しかし、一般的に家計の認識としては、これを移転と考えるだろうということから、金融機関及び家計の移転として記録することとされた。この取扱いにより、「負担・給付」だけ家計の貯蓄は減少（マイナスの場合は増加）し、金融機関の貯蓄は増加（マイナスの場合は減少）する。この受払は資金の先送りであるから、これによって貯蓄が増減するものではない。したがって、この取扱いが行われなかった場合の貯蓄額に戻す必要がある。そのために、制度部門別所得支出勘定において、家計の受取及び金融機関の支払に計上される項目が年金受給権の変動調整である。

発生主義

県民経済計算では、取引の記録時点を、取引が実際に発生した時点とすることとしている。これを発生主義の原則という。

具体的には、生産活動においては、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点、消費支出及び資本形成については、財貨・サービスが購入された時点又は所有権が移転した時点がとられる。また、移輸入取引は、居住者と非居住者間で所有権が移転した時点で記録される。さらに、所得の受払は、その支払義務が発生した時点、金融取引については、資産・負債の所有権が移転した時点、あるいは新たに債権・債務関係が発生した時点がとられる。

非金融法人企業

非金融法人企業は、市場生産に携わる法人企業や準法人企業（「金融機関」の項で解説）で、金融機関に属さないものを指す。法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）、特殊法人等の一部を含む。また、市場生産に携わる非営利団体として、医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む）や、介護事業者、経済団体も含む。非金融法人企業は、政府による所有・支配に応じて、民間非金融法人企業か公的非金融企業に分かれる。

非生命純保険料

純保険料とは、保険契約者の総支払額から保険のサービスチャージ（保険会社の産出額）を差し引いたものであり、いわば非生命保険や定型保証のリスクコストを示す。ここで、保険契約者の総支払額は、保険契約者が支払う保険料と保険会社による財産運用純益（利息配当収入 - 支払利子 - 保険契約者配当）からなる。財産運用純益は、その他の投資所得（別途解説）のうち保険契約者に帰属する投資所得であり、追加保険料として、保険契約者から保険会社に払い戻されるものである。

非生命保険について、保険料は、損害保険等の非生命保険に係る保険契約者や定型保証（住宅ローン保証等小口化・定例化された信用保証）の対象となるローンの借り手によって、当該会計期間の保険や保証のカバレッジを得るために支払われる保険料や保証料の総額であり、保険のサービスチャージは非生命保険会社や定型保証機関の産出額である。

非生命純保険料は、所得支出勘定においては、受取側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関、支払側では非生命保険の被保険者たる各制度部門及び保証対象のローンの借り手部門（非金融法人企業ないし家計）に記録される。

非生命純保険料は、以下の式で表せる。

$$\begin{aligned} \text{非生命純保険料} &= \text{保険料} + \text{追加保険料} - \text{産出額} \\ &= \text{保険料} + \text{追加保険料} \\ &\quad - [\text{保険料} + \text{追加保険料} - \text{保険金}] \\ &= \text{保険金} \end{aligned}$$

保険料は保証料を、追加保険料は追加保証料を、保険金は純債務肩代わりを含む。[]内の産出額の式において、生命保険では控除する「加入者に帰属する準備金の増加」が、非生命保険では生じないものとするため、金融機関からみれば、非生命純保険料と非生命保険金は一致する。

非生命保険金

非生命保険金は、損害保険等の非生命保険に係る保険会社から契約者への保険金の支払額や、住宅ローン保証等の定型保証に係る純債務肩代わり額を指す。所得支出勘定において、支払側では非生命保険会社や定型保証機関が含まれる金融機関に、受取側では非生命保険の被保険者たる各制度部門及び保証対象のローンの貸し手部門（金融機関）に記録する。

なお、通常予見しえないような巨大災害が発生した際の保険金は「資本移転」に計上し、「経常移転」としての非生命保険金には計上しない。これは、非生命保険産出額の極端な変動を避けるという観点から国際基準で推奨されている処理である。

FISIM

預金取扱機関のサービスの中には、資金の貸し手（預金者）に相対的に低い利率の利子を支払い、資金の借り手にはより高い利率を課すことにより、明示的には料金を課さずに提供されるサービスがある。こうした預金取扱機関による明示的には料金を課さないサービスの価額を、間接的な測定方法を用いて推計したものが、FISIM（間接的に計測される金融仲介サービス）である。具体的には、資金の貸し手側については、「（参照利率 - 預金利率）× 預金残高」により「貸し手側 FISIM（資金貸し手側に対するサービスの価額）」が、また、資金の借り手については、「（貸出利率 - 参照利率）× 貸出残高」により「借り手側 FISIM（資金借り手側に対するサービスの価額）」が推計される。

資金の貸し手は、預金取扱機関に預けるよりも直接借り手に貸し付けた方が高い利子を受け取れると考えられ、借り手側については、直接貸し手から借りた方が支払利子を低く抑えられると考えられる。しかし、それを行うには多大な費用がかかるため、預金取扱機関を利用する。預金取扱機関は貸し手と借り手の資金貸借の仲介を行うが、その際、貸し手と借り手に異なる利率を設定し、それぞれの利率と貸し手と借り手が直接取引していたら設定されていたであろう利率との差額を、手数料として貸し手と借り手の双方から徴しているものとする。これが FISIM の考え方である。

預金取扱機関が産出した FISIM は各経済主体で消費（中間消費又は最終消費支出）される。

法人企業の分配所得

法人企業の分配所得は、財産所得の項目の一つであり、「配当」、「準法人企業所得からの引き出し」及び「海外直接投資に関する再投資収益」からなる。このうち、海外直接投資に関する再投資収益は、国民経済計算では法人企業の分配所得に含めず独立項目としているが、県民経済計算では、法人企業の分配所得に含めている。

配当は、法人企業の発行する株式（持分）の所有者たる株主が、生産活動に係る資金提供（投資）の見返りとして受け取る投資所得である。ここには、一般的な株式配当金のほか、「投資信託のインカムゲインを原資とする分配金（平成 24 年 7 - 9 月期以降分）」や「海外直接投資について、投資先である現地企業から投資元である直接投資家に対して配分された配当金」も含まれる。なお、役員賞与は配当ではなく、「雇用者報酬」（うち「賃金・俸給」）に記録する。また、保険契約者配当は、予定率に基づいて計算された保険料の事後精算分配金であり、配当扱いでなく、「その他の投資所得」に記録する。

準法人企業所得からの引き出しは、「準法人企業」（「金融機関」の項で解説）について、その所有者が当該企業から引き出す資金を指し、法人企業の株主が受け取る配当と性質が類似するものである。具体的には、海外支店からの配分済の収益のほか、公営住宅使用料が含まれる。

海外直接投資に関する再投資収益は、海外直接投資の投資先である現地企業の留保利益を指す。

法人企業の分配所得は、非金融法人企業及び金融機関に支払を記録し、全制度部門に受取を記録する。

補助金

補助金は、一般政府から市場生産者に対して、市場生産者の経常費用の一部を賄うために交付されるものであり、財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであるという 3 つの条件を満たす経常交付金である。したがって、国や地方自治体の予算書で補助金という名称が付いていても、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払は補助金でなく「資本移転」や「経常移転」として記録される。また、市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払などは、補助金でなく資本移転に記録される。所得支出勘定においては、一般政府の受取の控除項目としてのみ記録される。

民間最終消費支出

家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

利子

利子は、特定の種類の金融資産（預金、債務証券、貸出等）の所有者と、借り入れた者との間で、受払される所得を指す。

ただし、県民経済計算上に記録される利子のうち、預金や貸出・借入に係る利子は、「FISIM（別途解説）調整後」の概念である。現実に観測される利子は、金融仲介サービスとしての FISIM の受払を含む利子（貸し手側については FISIM 分が控除され、借り手側については FISIM 分が加算されたもの）であり、これを「FISIM 調整前」の利子という。県民経済計算において、FISIM は財貨・サービスの取引として記録することとなっているので、利子からは取り除く必要がある。そこで、借入については、これから借り手側 FISIM が控除された分が、預金については、これに貸し手側 FISIM を加算した分が、それぞれ（FISIM 調整後の）利子として記録される。なお、県民経済計算では参考として、FISIM 調整前の利子の受払についても記録している。

このほか、利子について留意する必要があるものに、雇用関係をベースとした社会保険制度のうち確定給付型の退職後所得保障制度（企業年金及び退職一時金）に係る取扱いがある。確定給付型の退職後所得保障制度には積立不足が発生しうる。この積立不足部分は、制度を運営する年金基金（金融機関）が持つ、制度の責任主体（年金責任者）である雇主企業（非金融法人企業、金融機関）に対しての金融債権である。このため、県民経済計算では、その金融債権から発生する擬制的な利子（「年金基金の年金責任者に対する請求権に係る擬制的な利子」と呼ぶ）の受払を財産所得に記録している。